

羽毛ふとん資源化の開始について（平成30年10月1日～）

1 羽毛リサイクルとは

販売等で1度社会に出た羽毛布団等から、羽毛を抜き取り、洗浄をして再商品化をすること。

2 対象となるもの

中身の割合が **ダウン50%以上** の羽毛ふとん
※羽毛以外は回収できません



3 回収場所 ※各施設の開設時間内で引取り

各資源回収ステーションへそのままの状態を持ち込む（**無料**）

4 注意点

- ★持ち込む際は、回収場所の職員に一声おかけください。
- ★製品タグなどで対象かどうかを事前にご確認ください。
- ★従来どおり、燃やすごみや粗大ごみで出すこともできます。

表地	ナイロン	100%
裏地	ナイロン	100%
中わた	ダウン	90%
	フェザー	10%



中性洗剤使用

5 引取り事業者及び近隣自治体の状況

<引取り事業者>

河田フェザー株式会社

⇒名古屋市中村区に本社を置く羽毛専門メーカーで、羽毛布団の加工、販売、リフォーム等を行っている会社

<同事業者と売り払い契約をしている近隣自治体>

豊田市、豊川市、長久手市、名古屋市、海部地区環境事務組合（津島市等7自治体）、尾三衛生組合（日進市等3自治体）など